

関東ブロック一般廃棄物処理施設広域連携処理実施マニュアル

(案)

令和 年 月

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

目 次

1 目的	· · · · ·	p. 1
2 広域連携処理の判断基準	· · · · ·	p. 1
3 各主体の役割及び手続	· · · · ·	p. 2
4 広域連携処理の実績報告	· · · · ·	p. 5
5 様式集	· · · · ·	p. 6

1 目的

非常災害により被災した地域の公衆衛生を維持し、住民の生活環境を確保するためには、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するとともに、生活ごみ、し尿等の処理を継続しなければならない。しかし、これらの廃棄物の処理に重要な役割を果たす一般廃棄物処理施設が被災して長期間にわたり稼働停止を余儀なくされ、処理能力を超える災害廃棄物の処理に迫られたような場合には、被災地域の地方自治体は代替の処分先を緊急に確保しなければならない事態となる。

本マニュアルは、かかる事態を想定し、大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、非常災害時における関東ブロック内の都県域を越えた一般廃棄物処理施設の広域的な連携処理（以下「広域連携処理」という。）に関して具体的な手続き等を定めることを目的とする。ただし、地方自治体間の協定その他の事由により、本マニュアルの手続きを経ずに広域連携処理を行うことを妨げるものでない。

2 広域連携処理の判断基準

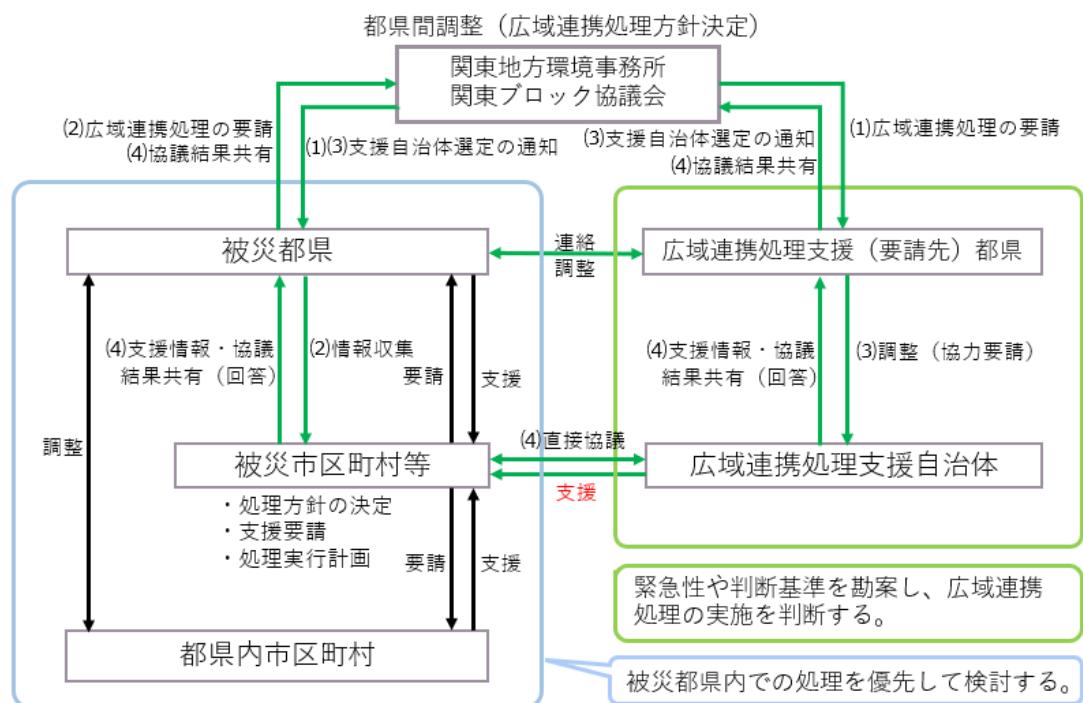
広域連携処理の実施の判断は、被災地域の一般廃棄物処理施設の稼働状況並びに災害廃棄物及び生活ごみ、し尿等（以下「災害廃棄物等」という。）の処理の緊急性を勘案し、被災地域の存する都県（以下「被災都県」という。）内での処理を優先しながら、環境省関東地方環境事務所（大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会事務局）、被災都県並びに被災した市区町村及び一部事務組合等（以下「被災市区町村等」という。）の間で災害廃棄物等の処理に関する情報を共有・調整のうえ、次の①から③の判断基準に基づき行うものとする。

広域連携処理の判断基準

- 【①施設の稼働状況の観点】一般廃棄物処理施設が被災したことにより、稼働を停止し、又は処理能力が低下し、かつ、その復旧見込み立たず、又は復旧までに相当の期間を要する場合
- 【②処理能力の観点】被災地域の一般廃棄物処理施設の処理能力を超える災害廃棄物等が発生し、又は発生することが想定される場合
- 【③地域性の観点】被災都県内的一般廃棄物処理施設で処理するよりも、距離、道路の被災状況その他の地理的要因により、広域連携処理が有効と判断される場合

※ 広域連携処理の実施のイメージは次の図のとおり。

広域連携処理実施のイメージ



注) 緑色の矢印(←→)は、広域連携処理の手続き。(1)～(4)は、次項「3 各主体の役割及び手続」の番号を示す。

3 各主体の役割及び手続

広域連携処理を実施する際の各主体の基本的な役割及び手続を以下に示す。ただし、非常災害発生時における実際の対応にあたっては、不測の事態が生じるなど、様々な課題に直面することが想定される。このような場合には、各主体間で情報を共有しながら、協議のうえ対応するものとする。

(1) 関東地方環境事務所

【行動計画（抜粋）】

災害廃棄物等を迅速かつ円滑に処理するため、都県域を超えた一般廃棄物処理施設による広域連携処理が必要と判断された場合は、別に定める関東ブロック一般廃棄物処理施設広域連携処理実施マニュアル（以下「広域連携処理実施マニュアル」という。）に基づき、被災都県と支援都県との調整を行う。

関東地方環境事務所は、非常災害が発生したときは、速やかに担当官を被災地域に派遣し、被災都県の担当者とともに被災状況等を確認し、被災市市区町村等の職員に災害廃棄物等の処理に関して必要な事項を助言する。また、「広域連携処理の判断基準」を踏まえ、被災市市区町村及び被災都県に対し、

広域連携処理の必要性について遅滞なく判断するよう助言する。

関東地方環境事務所は、被災都県において広域連携処理が必要と判断され、その実施について要請を受けた場合には、災害廃棄物等の処理を支援する自治体（一部事務組合等を含む。以下「支援自治体」という。）が存する都県（以下「支援都県」という。）との調整を行う。関東地方環境事務所から都県への支援要請は、【様式1】により行うものとする。

(2) 被災都県

【行動計画（抜粋）】

被災都県は、広域連携処理実施マニュアルに基づき、広域連携処理が必要な自治体名及び災害廃棄物の量、性状その他その処理に必要な事項を取りまとめ、関東地方環境事務所を通じて他都県に対して広域連携処理の支援を要請する。

被災都県は、被災市区町村等から次に掲げる情報を収集し、広域連携処理が必要と判断したときは、【様式2】により関東地方環境事務所に支援要請を行う。

- ① 広域連携処理を要請する被災市区町村等の名称及びその被災状況
- ② 災害廃棄物の発生量又は推計量（推計の根拠を含む。）
- ③ 一般廃棄物処理施設の稼働状況。一般廃棄物処理施設が被災し、停止又は一部停止した場合にあっては、復旧の見込み
- ④ 広域連携処理を行う災害廃棄物等の種類、性状及び量（算定の根拠を含む。）
- ⑤ 広域連携処理を行う災害廃棄物等の搬出場所の名称及び所在地
- ⑥ 広域連携処理を行う期間
- ⑦ その他処理に必要な事項

(3) 支援（要請先）都県

【行動計画（抜粋）】

広域連携処理の支援要請を受けた都県は、同都県内の自治体（一部事務組合等を含む。）が設置する一般廃棄物処理施設の稼働状況その他災害廃棄物の受入に必要な事項を勘案しつつ、災害廃棄物の受入の可否について調整し、その結果について関東地方環境事務所を通じて被災都県に通知する。

関東地方環境事務所から支援要請を受けた都県は、被災都県から要請された支援の内容を踏まえつつ、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会が実施した「一般廃棄物処理施設災害廃棄物等受入可能量調査」の結果、

その他保有する情報等も参考にしながら、当該都県内の自治体（一部事務組合等を含む。）と広域連携処理の受入れの可否について調整し、支援都県として、その結果を【様式3】により関東地方環境事務所を通じて被災都県に通知する。当該通知には、次に掲げる事項を含むものとする。

- ① 広域連携処理の支援自治体及び一般廃棄物処理施設の名称
- ② 受入可能な災害廃棄物等の種類及び量
- ③ 受入期間及び受入時間
- ④ 受入基準（運搬車両の種類、災害廃棄物等の大きさ、性状等）
- ⑤ その他災害廃棄物等の受入れに必要な事項（事前調査、処理料金、焼却灰の取扱い等）

(4) 被災市区町村等及び支援自治体

【行動計画（抜粋）】

- ・被災した市区町村は、災害廃棄物の処理主体として、被害の状況や応援の必要性について速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画等を作成する。
- ・都県に対して、被害状況や応援要請等に係る情報を共有する。
- ・都県から被災自治体の災害廃棄物の受入を要請された自治体（一部事務組合等を含む。）は、当該自治体で設置する一般廃棄物処理施設の稼働状況その他災害廃棄物の受入に必要な事項を勘案しつつ、可能な範囲で被災自治体の災害廃棄物を処理するよう努める。

被災市区町村等は広域連携処理に必要な(2)各号の情報を、支援自治体は(3)各号の事項を、それぞれの都県と共有する。

広域連携処理の実施の決定にあたっては、被災市区町村等と支援自治体は、両者の間で、具体的な処理スケジュール、事前調査、処理料金、焼却灰の取扱いその他当該災害廃棄物等を処理するために必要な事項及び廃棄物処理法施行令第4条第9号イの規定による通知（事前協議）の取扱いについて、協議の上で定めるものとし、その協議の結果については、それぞれの都県を通じて関東地方環境事務所とも共有するよう努めるものとする。なお、被災市区町村等から支援自治体への災害廃棄物等の運搬手段は、原則として被災市区町村等が確保する。

(5) 複数の被災市区町村等又は支援自治体に関する調整・選定

非常災害においては、被災市区町村等と支援自治体が複数存在する場合が想定される。このような場合においては、【様式2】及び【様式3】の情報等に基づき、関東地方環境事務所の調整の下、被災都県と支援都県の間で

災害廃棄物等の搬出元の被災市区町村等ごとに受入先の支援自治体を調整・選定するものとする。

4 広域連携処理の実績報告

被災市区町村等及び支援自治体は、広域連携処理の実施状況について適宜各都県と情報を共有するよう努めるとともに、広域連携処理終了後は、その実績について各都県に報告し、各都県は、それらの報告内容を取りまとめ、環境省関東地方環境事務所に報告する。実績報告には、被災市区町村等及び支援自治体ごとに次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1) 被災市区町村等に係る実績報告事項

- ① 広域連携処理の支援自治体及び一般廃棄物処理施設の名称
- ② 広域連携処理を行った災害廃棄物等の種類、性状及び量（複数の支援自治体及び処理施設に広域連携処理を依頼した場合にあっては、当該支援自治体及び処理施設ごとに記載する。④において同じ。）
- ③ 広域連携処理を行った災害廃棄物等の搬出場所の名称及び所在地
- ④ 広域連携処理を行った期間
- ⑤ その他必要な事項（例：記録写真、事前調査の状況、処理料金、焼却灰の取扱い等）

(2) 支援自治体に係る実績報告事項

- ① 広域連携処理を行った一般廃棄物処理施設の名称
- ② 広域連携処理の被災市区町村等の名称
- ③ 広域連携処理を行った災害廃棄物等の種類及び量（複数の被災市区町村等の広域連携処理に協力した場合にあっては、当該被災自治体等ごとに記載する。④において同じ。）
- ④ 広域連携処理を行った期間
- ⑤ その他必要な事項（例：記録写真、事前調査の状況、処理料金、焼却灰の取扱い等）

樣 式 集

【様式1】

令和 年 月 日

□□都県知事 様

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会事務局
環境省関東地方環境事務所長

災害廃棄物等の広域連携処理の要請について（依頼）

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物行動計画に基づき、別紙のとおり○○都県知事から広域連携処理の要請がありましたので、貴都県内自治体（一部事務組合等を含む。）が有する一般廃棄物処理施設での災害廃棄物等の受入れの可否について調整していただき、その結果についてご報告をいただきますようお願いいたします。

【関東地方環境事務所担当者】

所属

氏名

電話番号

Eメール

【様式2】

令和 年 月 日

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会事務局
環境省関東地方環境事務所長 あて

○○都県知事

災害廃棄物等の広域連携処理の要請について（依頼）

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物行動計画に基づき、次の理由により下記のとおり広域連携処理を要請します。

理由：

記

1 広域連携処理を要請する被災市区町村等の名称及びその被災状況（単位：戸）
年 月 日現在

市区町村等の名称	全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	床上浸水	床下浸水
○○市							
○○村							

注) 戸数は、報告時点の非住家を含む概数とする。別紙において同じ。

2 被災市区町村等ごとの広域連携処理の内容
別紙のとおり。

【都県担当者】

所属
氏名
電話番号
Eメール

【様式2別紙】被災市区町村等ごとの広域連携処理の内容

1 広域連携処理を要請する被災市区町村等の名称及びその被災状況(単位:戸)

年月日現在

市区町村等 の名称	全 壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半 壊	準半壊	床上 浸水	床下 浸水
○○市							

2 災害廃棄物の発生量又は推計量(推計の根拠を含む。)

3 一般廃棄物処理施設の稼働状況。一般廃棄物処理施設が被災し、停止又は一部停止した場合にあっては、復旧の見込み

4 広域連携処理を行う災害廃棄物等の種類、性状及び量(算定の根拠を含む。)

5 広域連携処理を行う災害廃棄物等の搬出場所の名称及び所在地

6 広域連携処理を行う期間

7 その他処理に必要な事項

【記載時の留意事項】

- 2の災害廃棄物の発生量には、家庭ごみ、し尿等は含まれない。推計量は、発生量が未確定のときに1の被災状況等から算出する。
- 4の災害廃棄物等の種類には、災害廃棄物(木くず、畳、可燃混合物等)、生活ごみ(可燃又は不燃)、し尿等の別を記載する。性状には、処理に必要な情報(可燃系混合物であれば、その組成。土砂の付着の状況など。)を記載する。量については、算定の根拠を合わせて記載する。
- 6の具体的な処理スケジュールは、被災市区町村等と支援自治体の間で協議の上で決定するので、本様式には、被災市区町村等が要請時点で要望する期間を記載する。

【市区町村等担当者】

所属

氏名

電話番号

E-メール

【様式3】

令和 年 月 日

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会事務局
環境省関東地方環境事務所長 あて

○○都県知事 あて

□□都県知事

災害廃棄物等の広域連携処理の要請について（報告）

令和〇年〇月〇日付け環境省関東地方環境事務所長から依頼のあった災害廃棄物等の広域連携処理の要請について、本都県内で調整した結果を下記のとおり報告します。

記

1 広域連携処理の支援自治体及び一般廃棄物処理施設の名称

支援自治体の名称	一般廃棄物処理施設の名称	備 考

2 支援自治体ごとの広域連携処理の内容

別紙のとおり。

【都県担当者】

所属

氏名

電話番号

Eメール

【様式3別紙】支援自治体ごとの広域連携処理の内容

- 1 広域連携処理の支援自治体及び一般廃棄物処理施設の名称
- 2 受入可能な災害廃棄物等の種類及び量
- 3 受入期間及び受入時間
- 4 受入基準（例：運搬車両の種類、災害廃棄物等の大きさ、性状等）
- 5 その他災害廃棄物等の受入れに必要な事項（例：事前調査、処理料金、焼却灰の取扱い等）

【市区町村等担当者】
所属
氏名
電話番号
E-メール